

岐阜県医師国民健康保険組合規約

岐阜県医師国民健康保険組合規約

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号、以下「法」という。）に基づいて、この組合の被保険者の国民健康保険を行なうことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この組合は、岐阜県医師国民健康保険組合と称する。

(事務所所在地)

第 3 条 この組合の主たる事務所は、岐阜市藪田南 3 丁目 5 番 11 号、岐阜県医師会館内に置く。

(地区)

第 4 条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。

- (1) 岐阜県の区域内の市町村
- (2) 富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県の区域内の市町村。

(支部)

第 5 条 この規約において所属団体とは、岐阜県下の各地域医師会をいい、これに支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

(公示の方法)

第 6 条 組合において公示すべき事項は、岐阜県医師会の機関紙に掲載する。

第 2 章 組合員及び被保険者

(組合員の範囲)

第 7 条 組合員の種別は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 第Ⅰ種組合員 医療及び福祉の事業又は業務に従事する岐阜県医師会会員である者。
- (2) 第Ⅱ種組合員 第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員が開設し又は管理者である医療機関に勤務する者。
- (3) 第Ⅲ種組合員 第Ⅰ種であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 号に規定する被保険者となった場合に引き続き組合員として残る者。

2 前項の組合員は、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項の地区内に住所を有する者。
- (2) 第 4 条第 2 項の地区内に住所を有し、同条第 1 項の地区内に所在する医療機関及び福祉施設に勤務する者。

3 組合員が医療及び福祉の事業又は業務に従事するものであることの判定基準は、別に定める。

(被保険者の構成)

第 8 条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する者、その他理事会で承認を得た者をもって被保険者とする。

(加入の申込)

第 9 条 組合に加入しようとする者は、その住所、氏名、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び、法第 6 条各号に関する事項（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項第 8 条又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに、世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、自己との続柄又は職種、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に提出しなければならない。

2 前項の加入の申込みをした者は、理事が加入の申込みを受理した日に組合員となる。

3 本条による確認は、第 1 項による申込みをした日から 30 日以内にしなければならない。

4 第 1 項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は変更の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(資格喪失)

第 10 条 第 I 種組合員及び、第 III 種組合員が被保険者の資格を喪失した時は、当該第 I 種組合員及び第 III 種組合員の所属する保険医療機関に勤務する第 II 種組合員も同時にその資格を失うものとする。ただし、第 I 種組合員及び、第 III 種組合員の死亡によるもので継続見込みがある（健康保険法第 3 条第 1 項の 8 にて適用除外承認済）第 II 種組合員は、この限りでない。

2 組合員は、次に掲げる場合は事由発生後 14 日以内に、組合員又はその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面に、資格確認書（交付されている場合）を添え、支部を経由して組合に届出なければならない。ただし、第 I 種組合員及び、第 III 種組合員が死亡したときは戸籍上届出義務者からこの届出をしなければならない。

(1) 組合員がその資格を喪失したとき。

(2) 被保険者中にその資格を喪失した者がいるとき。

(脱退)

第 11 条 組合員が組合を脱退するには、1 ヶ月以上の予告期間を必要とする。

第 3 章 保険給付

(給付の制限)

第 12 条 この組合は、第 I 種組合員及び第 III 種組合員が自己又は自己の属する病院、診療所で行なう本人及びその世帯に属する家族及び第 II 種組合員については、給付を行なわない。

(一部負担金)

第 13 条 保険医療機関又は、保険薬局において療養の給付を受けるときは、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。（入院時食事療養費等に関しては、この限りでない。）

(1) 次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合 10 分の 3

(2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合 10 分の 2

(3) 70 歳に達する日の属する月以後である場合（次号に掲げる場合を除く）10 分の 2

- (4) 70 歳に達する日の属する翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 3

（出産育児一時金）

第 14 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員を介し、出産育児一時金として次の金額を支給する。

- (1) 第Ⅰ種組合員 500,000 円
- (2) 第Ⅱ種組合員 500,000 円
- (3) 家 族 500,000 円

（葬祭費）

第 15 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として次の金額を支給する。

- (1) 第Ⅰ種組合員 200,000 円
- (2) 第Ⅱ種組合員 150,000 円
- (3) 家 族 100,000 円

2 次の各号に該当する場合は、第 1 項(1)の規定に定める額に 15 万円を加算する。

- (1) 傷病手当金を受けることなく死亡した場合。
- (2) 傷病手当金の支給を受けた者であっても、復業した日から 2 年経過している場合。
- (3) 傷病手当金の支給額が 15 万円に満たない場合。ただし、第 3 号に定める場合に加算額は、15 万円から傷病手当金の支給額を控除した額とする。

（傷病手当金）

第 16 条 組合員が他の保険医療機関に入院の場合（後期高齢者医療制度にて給付を受ける第Ⅲ種組合員は除く）、その入院の 8 日目から 180 日間を限度として、次に掲げる額の傷病手当金を支給する。

- (1) 第Ⅰ種組合員 日額 6,000 円
- (2) 第Ⅱ種組合員 日額 3,000 円

重症にて、休業の第Ⅰ種組合員に対しては、支部長の確認により入院と同様の取扱いをすることができる。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 16 条の 2 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている組合員が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

但し、当該疾病にかかわる前条の支給は行わない。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月前の直近の継続し

た3ヶ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。

但し、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

第16条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。

但し、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第16条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。

但し、同条但し書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により、組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保健事業

第17条 組合は組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の健康保持増進のために下記及び、諸種の施設又は、事業を行うことができる。

(1) 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査並びに特定保健指導

(2) 組合は第Ⅲ種組合員が死亡したときは当該第Ⅲ種組合員の世帯に属する被保険者である遺族に対し、葬祭見舞金として20万円を支給する。

第18条 この章に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別にこれを定める。

第5章 保険料

(保険料の賦課)

第19条 第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員は、保険料として別表に定める算定区分表による額の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

2 保険料の賦課期日は4月1日とし、納付期日は毎月末日までとする。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第19条の2 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、未就学児に係る子育て世帯の保険料を軽減する目的として、当該年度の12月以降に賦課する当該世帯の保険料から未就学児である被保険者1人につき12,000円を返還する形で充てることとする。

2 未就学児がいる世帯に未就学児1人当たり、12,000円として交付される未就学児世帯支援補

助費は、未就学児がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第 19 条の 3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定の日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

(納額通知)

第 20 条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員に通知しなければならない。その額に変更があったときも又同様とする。

(保険料の変更)

第 21 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合又は、第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合には、当該第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数の増加のあった日の属する月から第 19 条第 1 項の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は、第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員の世帯に属する被保険者数が減少した場合には、当該第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し又は、被保険者数の減少があった日の属する月の前月まで第 19 条第 1 項の額とする。

(延滞金)

第 22 条 納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2 千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 14.6%（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数全額又はその金額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに保険料を納付したとき。
- 二 次条の規程により保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別な事由があると理事長が認めた場合。

(保険料の納付期限の延長)

第 23 条 理事長は保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1 年以内の期限を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第 24 条 特別の理由があるものについては、理事会の議決を経て保険料を減免し又は、その徴収を猶予することができる。

第 25 条 この章に定めるもののほか、保険料に関して必要な事項は別に定める。

第 6 章 組合会

(組合会議員の定数)

第 26 条 組合会議員の定数は、36 人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第 27 条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第 28 条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して 2 年とする。但し、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動が生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第 29 条 組合会は法第 27 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 特別積立金の繰替使用
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(組合会の種類)

第 30 条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第 31 条 通常組合会は、原則として毎年 2 月及び 6 月中において理事会の議決により招集しなければならない。

但し、必要によりその時期を変更することができる。

第 32 条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第 33 条 組合会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所あてに送付して行うものとする。

(緊急議決)

第 34 条 組合会においては、出席した議員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、法第 27 条第 1 項に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長、副議長)

第 35 条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の会議録)

第 36 条 組合会の議事については会議録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

第 7 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 37 条 理事の定数は 7 人とする。
2 監事の定数は 3 人とする。

(理事長)

第 38 条 理事のうち 1 人を理事長とし、理事がこれを互選する。
2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第 39 条 理事のうち 3 人以内を副理事長とし、理事がこれを互選する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第 40 条 理事のうち 2 人以内を常務理事とし、理事がこれを互選する。
2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事)

第 40 条の 2 理事のうち 1 名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。
2 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第 41 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第 57 条第 2 項の承認を求める通常組合会の終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(役員の選挙)

第 42 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 をこえる者が欠けたときは、3 月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第 43 条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。
- 3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第 44 条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第 45 条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは、謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うために必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 46 条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員の解任)

第 47 条 第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員は、総第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付しかつ、組合会の会日から一週間前までにその請求に係る役員に、第 1 項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職 員)

第 48 条 この組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 事務長 1 人
- (2) 次 長 1 人
- (3) 課 長 若干名
- (4) 係 長 若干名
- (5) 主 任 若干名
- (6) 前号以外の職員 若干名

- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行なわなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 次長ほか他の職員は、上司の命に従い、かつ、事務長を補佐し職務を誠実におこなわなければ

ばならない。

6 職員の給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の召集)

第49条 理事会は必要に応じ、理事長が召集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の召集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。但し、急施を要する場合は、この限りではない。

(理事会の決定事項)

第50条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 組合会の召集及び組合会に提出する議案
- (2) 組合業務運営の具体的方針の決定
- (3) 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項
- (4) その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第51条 理事会は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規程により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第52条 理事会の議事について議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第53条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2 第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員は、いつでも理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第54条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金その他の収入

(特別会計)

第55条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別に定める。

(財産の管理)

第 56 条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は、金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。
- (5) 組合が解散するときに存する残余財産は、一般社団法人岐阜県医師会に寄付するものとする。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 57 条 理事は、通常組合会の会日の一週間前までに、事業報告、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第 58 条 第Ⅰ種組合員及び、第Ⅲ種組合員は、総第Ⅰ種組合員及び第Ⅲ種組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第 10 章 準備金

(積立金)

第 59 条 組合は、次の退職手当準備金を積み立てることとする。

- (1) 役員退職手当準備金
- (2) 職員退職手当準備金

2 組合は、組合の運営状況により、運営対処準備金を積み立てることができる。

第 11 章 雑則

(規則及び規程)

第 60 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項並びに個人情報等の取扱いに関しては、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第 12 章 罰則

第 61 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項又は第 5 項による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、20,000 円以下の過怠金を課する。

第 62 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに法第 113 条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、20,000 円以下の過怠金を課する。

第 63 条 組合は、偽りその他不正の行為による保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第 64 条 前 3 条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 65 条 第 61 条から第 63 条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から 10 日以上経過した日とする。

附則

《別表》

岐阜県医師国民健康保険組合保険料算定区分表

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者の医療の確保に関する法律第50号に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額

(1) 第Ⅰ種組合員	33,000 円
(2) 第Ⅱ種組合員	12,000 円
(3) 第Ⅰ種・第Ⅲ組合員家族	12,000 円
（ただし5人を上限とする。）	
(4) 第Ⅱ種組合員家族	8,000 円
- 2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額 5,500 円
- 3 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額 6,000 円
- 4 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算定した後期高齢者賦課額第Ⅲ種組合員 4,000 円

附則

高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、区分表1号中「後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）と、同2号中「後期高齢者支援金の納付」とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」と、「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」とする。

この改正規約は令和3年3月7日に改正し令和3年4月1日から施行する。

組合会議員選挙区並びに定数

岐 阜 市	8	各 務 原 市	2	羽 島 郡	1	羽 島 市	1
も と す	2	山 県	1	大 垣 市	3	海 津 市	1
養 老 郡	1	不 破 郡	1	安 八 郡	1	揖 斐 郡	1
武 儀	2	郡 上 市	1	加 茂	1	可 児	1
多 治 見 市	1	土 岐	1	恵 那	2	高 山 市	1
下 呂 市	1	飛 騨 市	1	岐 阜 大 学	1		

計 36

岐阜県医師国民健康保険組合規約

昭和35年 1月 1日 制 定
 昭和35年 9月 1日 一部改正
 昭和36年 4月 1日 一部改正
 昭和36年10月 1日 一部改正
 昭和37年 2月25日 一部改正
 昭和37年 7月 1日 一部改正
 昭和38年 4月 1日 一部改正
 昭和38年10月 1日 一部改正
 昭和39年 4月 1日 一部改正
 昭和39年11月 1日 一部改正
 昭和40年 4月 1日 一部改正
 昭和41年 4月 1日 一部改正
 昭和43年 4月 1日 一部改正
 昭和45年 4月 1日 一部改正
 昭和45年 8月 1日 一部改正
 昭和47年 4月 1日 一部改正
 昭和49年 4月 1日 一部改正
 昭和49年12月 1日 一部改正
 昭和51年 4月 1日 一部改正
 昭和51年 8月 1日 一部改正
 昭和52年10月 1日 一部改正
 昭和52年12月 7日 一部改正
 昭和53年 4月 1日 一部改正
 昭和53年10月 1日 一部改正
 昭和54年 4月 1日 一部改正
 昭和56年 4月 1日 一部改正
 昭和57年 4月 1日 一部改正
 昭和58年 4月 1日 一部改正
 昭和58年 7月 1日 一部改正
 昭和60年 4月 1日 一部改正
 昭和60年 8月 1日 一部改正
 昭和62年 4月 1日 一部改正
 昭和62年 8月 1日 一部改正
 昭和63年 4月 1日 一部改正
 平成 元年 4月 1日 一部改正
 平成 3年 4月 1日 一部改正
 平成 5年 4月 1日 一部改正
 平成 6年10月 1日 一部改正
 平成 7年 4月 1日 一部改正
 平成 8年 4月 1日 一部改正
 平成 9年 9月 1日 一部改正
 平成11年 4月 1日 一部改正
 平成12年 4月 1日 一部改正
 平成13年 4月 1日 一部改正
 平成14年10月 1日 一部改正

平成15年 4月 1日 一部改正
 平成16年 4月 1日 一部改正
 平成17年 4月 1日 一部改正
 平成18年10月 1日 一部改正
 平成19年 4月 1日 一部改正
 平成20年 4月 1日 一部改正
 平成21年 1月 1日 一部改正
 平成21年 4月 1日 一部改正
 平成21年10月 1日 一部改正
 平成23年 4月 1日 一部改正
 平成24年 7月21日 一部改正
 平成25年 4月 1日 一部改正
 平成28年 4月 8日 一部改正
 平成29年 4月 1日 一部改正
 令和 2年 6月14日 一部改正
 令和 4年 7月23日 一部改正
 令和 4年 8月10日 一部改正
 令和 4年 9月 6日 一部改正
 令和 5年 3月 5日 一部改正
 令和 5年11月 7日 一部改正

規約第16条の2、第16条の3及び第16条の4
傷病手当金の改正は、令和2年1月1日から規
程で定める日まで適用する。

令和 3年 3月 7日 一部改正

附則 《別表》岐阜県医師国民健康保険組合
保険料算定区分表の改正は令和3年4月1日
から施行する。

令和 3年 7月 6日 一部改正

規約第16条の2、第16条の3及び第16条の4
までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が
令和2年1月1日から規程で定める日までの間
に属する場合に適用する。

令和 4年 7月23日 一部改正

規約第19条の2、第19条の2の2項の規定
は、認可のあった日から施行し、令和4年9月
1日から適用する。

令和 4年 8月10日 一部改正

規約第19条の2の2項の規定は、認可のあつ
た日から施行し、令和4年9月1日から適用す
る。

令和 5年 3月5日 一部改正

規約第14条及び附則《別表》岐阜県医師国民
健康保険組合保険料算定区分表の規定は、令和
5年4月1日から施行する。

令和 5 年 11 月 7 日 一部改正

規約第 19 条の 3 の改正は、令和 6 年 1 月 1
日から適用する。

令和 7 年 1 月 7 日 一部改正

規約第 10 条第 2 項、第 22 条、第 23 条及び
第 61 条の規定は、認可があった日から施行
し、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。